

2019年度 清島アパート利用者募集要項

NPO法人 BEPPU PROJECTでは、アーティスト・クリエイターの居住・制作の場として活用している『清島アパート』の2019年度利用者募集をおこないます。利用者は月額10,000円で2部屋の利用ができます(1階はアトリエ兼プレゼンテーションルームとして作品制作や発表の場に、2階は居住可能なプライベートルームとしてご活用いただけます)。多数のアーティストやクリエイターの方々からのご応募お待ちしております。

※要項内の★マーク部分に関して、3ページのQ&A欄で補足しています。必ずご一読ください。

概要

清島アパートとは

清島アパートは、別府現代芸術フェスティバル2009『混浴温泉世界』のプログラムの1つ『わくわく混浴アパートメント』の会場として使用されたことにはじまり、会期終了後も、NPO法人 BEPPU PROJECTがアーティストの活動支援の一環として、居住およびアトリエとしての使用を前提に、運営維持しています。

清島アパートは、アーティスト・クリエイター個人の成長の場として、利用者同士が切磋琢磨する場★1です。このアパートがアート版トキワ荘※1のように、多くの優れたアーティスト・クリエイターを輩出する場となることを目指しています。清島アパートのこれまでの活動については、清島アパートWebサイト (<http://beppuproject.com/kiyoshima>) を参照ください。

※1 トキワ荘 (wikipediaより)

日本の漫画の萌芽期に、当時の漫画雑誌出版社である『学童社』が、自社の雑誌で連載を持つ漫画家の多くをトキワ荘へ入居させた。それらの若手漫画家らが後に著名となったため、漫画家、ファンにとっては聖地的な扱いをされていた。

清島アパートのこれから

近年別府市は、別府現代芸術フェスティバル『混浴温泉世界』や『in BEPPU』などの国際芸術祭や『ベップ・アート・マンス』をはじめとしたアートイベントを通じて、市内外で「アートのまち」としての認知度が高まっています。また、別府市の総合計画には、「別府発の芸術家育成」「アートが溢れるまちづくり」の推進が掲げられています。さらに、大分県では2018年に開催された国民文化祭を皮切りに、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪文化プログラムと、文化に関する大きなプログラムの開催を控えています。県全体で文化事業に対しての機運が高まっている今、アーティスト・クリエイターの活動拠点である清島アパートは芸術文化の発信地としてますます期待されています。

清島アパートは、利用者と運営者であるNPO法人 BEPPU PROJECT、そして地域の方々が交流、連携、触発しあいながら、活力をもったアーティスト・クリエイターの居住制作スペースとして活動していきます。また、居住、制作、発表の場としてはもちろん、日常生活の中で芸術の可能性を探る場となることを目指します。

利用期間

2019年4月7日(日)～2020年3月31日(火) ※入居時期に関わらず、4月分からの月額使用料が発生いたします。

応募条件

1. アーティスト、またはクリエイターとして表現活動、制作活動をしている方。
2. ジャンル、国籍、個人・団体は問いません(但し日本語でコミュニケーションを十分に図れること)。
3. 年齢18歳以上(但し、高校生以下は不可)。
4. 清島アパートでの経験を今後活かしてステップアップしたいと考える方。
5. 清島アパートを制作場所としてだけでなく、大きな可能性をもった場として捉え、「清島アパートだからこそできること」を積極的に開拓して下さる方。
6. 地域の方々との関わりを大切にしてくれる方。★2
7. 毎年秋に開催する『ベップ・アート・マンス』期間中に、『清島オープンアパート』の一環としてアトリエを公開し、展示を行って下さる方。
8. 利用ルールを守れる方、他の利用者と良好な関係を持って交流ができる方。
9. 共同生活のルールを守り協調性をもって生活して下さる方。★3

利用条件

各利用者には作品制作や発表の場としてアトリエ兼プレゼンテーションルーム1室、居住可能なプライベートルーム1室の計2室を提供します。※原則アーティスト本人のみの利用となります★4

■使用料：月額10,000円(使用料には下記の使用と施設の消耗品の購入費を含みます)

1. 指定の2室の使用
(2階：居住、またはプライベートスペースとして／1階：公開制作、展示の場として)
2. インターネット(無線LAN)
3. 水道光熱費
4. 共有スペースの使用(1階と2階の共同部屋、キッチン、トイレ)
5. トイレトペーパーや共有スペースの電球、掃除道具

■その他

- ・1階の1室は、アトリエ兼プレゼンテーションルームです。できる限り見学者に公開していただけるようお願いしております(見学がある場合は、事前に利用者へご連絡をします)。
- ・NPO法人 BEPPU PROJECT (以下、事務局) から利用者に対してイベントや企画の参加をお願いする場合がございます。できる限りご協力いただくようお願いします。
- ・清島アパート内には浴室がありません。近隣の共同浴場をご利用ください。
- ・清島アパートは住宅地の一角にあります。アトリエの利用については、内容により制限が生じる場合もございます。★5
- ・清島アパートは事務局の管理の下、利用者の自治によって保たれています。年度毎に利用者同士で利用ルールを改訂します。
- ・事務局が利用者として相応しくないと判断した場合は退去していただくことがあります。
- ・退居時は使用契約書に基づき、原状回復をお願いします。
- ・清島アパートの内観・外観写真は下記Webサイトをご参照ください。
NPO法人 BEPPU PROJECT Webサイト内 <清島アパート> <http://www.bepuproject.com/work/1422>
- ・下見に関するお問い合わせは3ページをご覧ください。

応募について

応募方法

利用希望者は、必ず応募要項をお読みのうえ、下記書類を郵送にてご提出ください。

1. 規定の応募記入用紙
2. 過去の作品ファイル(形式は問いません)

提出先：〒874-0933 大分県別府市野口元町2-35 菅建材ビル2階
NPO法人 BEPPU PROJECT 清島アパート利用者応募 係
 ※2019年2月22日(金) 必着・郵送のみの受付

※提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。※作品の実物は受け付けません。

※応募は郵送でのみ受け付けます。E-Mail、FAX、事務局への持参等での応募は受理できません。締め切りを過ぎた書類や、内容に不備があるものは受理できません。

※応募用紙の到着および受理の確認に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

応募期間

2019年1月18日(金)～2月22日(金) 必着(郵送でのみ受け付けます)

審査方法

NPO法人 BEPPU PROJECTが厳正に審査し決定します。

一次書類選考を通過された方は3月4日(月)～3月8日(金)の期間に二次選考の面談をおこないます(skype面談可)。

※二次選考に進む方のみ、2月28日(木)～3月1日(金)の期間にご連絡を差しあげます。

※NPO法人 BEPPU PROJECTが指定する方法、日時での面談が難しい方は、応募を取り消しとさせていただく可能性がございます。

※審査の方法および結果に関するお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

審査結果の通知

2019年度清島アパート利用者発表日：2019年3月11日（月）

※下記Webサイトにて発表いたします。

NPO法人 BEPPU PROJECT → www.bepuproject.com

清島アパート → www.bepuproject.com/kiyoshima

※発表と同時に、郵送により応募者全員へ通知いたします。

アパートの下見について

募集期間中に清島アパートの下見をご希望される方は事務局までご連絡ください。

但し、プライベートスペースの見学には現在の利用者の承諾が必要です。まずは事務局までご相談ください。

Q&A

★1) Q：「利用者同士が切磋琢磨する場」とはどのようなことですか？

A：清島アパートを自身の制作活動や成長の場として利用して下さる方を募集しています。共同生活を通じて利用者がお互いの活動を意識し、刺激しあい、それぞれが向上していくための場となることを願っています。

★2) Q：「地域の方々との関わり」とは、具体的にはどのようなことをすればいいのでしょうか？

A：アトリエだけでなく周辺地域に出向き制作や発表をする、自治会の活動や地域のお祭りに参加するなど、利用者によってさまざま、答えはありません。地域の暮らしに密接した清島アパートにいるからこそできることを考えて実行してください。

★3) Q：「共同生活のルールを守り協調性をもって生活する」とはどのようなことですか？

A：清島アパートは制作の場であり、生活の場でもあります。アトリエ兼プレゼンテーションルームとプライベートルーム以外は共同スペースとなります。それぞれの生活スタイルを利用者同士で尊重しあいながら利用してください。また、入居の際には事務局と利用者間で使用契約書を締結します。契約書に明記のない利用ルールに関しては事務局の管理の下、年度毎の利用者同士で協議して決定します。

★4) Q：同居は認められますか？

A：清島アパートはアーティスト・クリエイターの制作のための場です。制作活動に直接関係のない方の同居は原則としてお断りしています。ただし、一親等以内のご家族に限り希望があれば事務局にて協議のうえ、利用の可否を決定します。ご家族の同居にあたっては、他の入居者の制作・生活の妨げにならぬよう、共有スペース・設備の利用について配慮をお願いします。同居を希望するご家族がいる方は応募用紙の同居希望欄に明記ください。

★5) Q：どのような制作環境ですか？

A：NPO法人 BEPPU PROJECT Webサイト上 (<http://www.bepuproject.com/work/1422>) にアトリエ使用例の写真を掲載しています。住宅地の一角にありますので、大きな音や臭いのでる作業には制限が生じる可能性があります。また、周辺地域の方や、アート関係者・愛好家が注目する清島アパートには、毎日のように来訪者がいます。作品や活動を知ってもらえる機会として活かして下さる方にぴったりの環境です。

お問い合わせ・事務局

NPO法人 BEPPU PROJECT

〒874-0933 大分県別府市野口元町2-35 菅建材ビル2階

E-Mail：info@bepuproject.com

Tel：0977-22-3560 / Fax：0977-75-7012 営業時間：（月）～（金）9:00-18:00